茅ヶ崎海岸にふさわしい土地利用のために

自然環境と景観形成に配慮した海岸としての自然空間の確保 建築物等のボリューム抑制 敷地内のオーマンスペースの確保及び緑化の促進

【土地利用ゾーニング】

- サイクリング道路の南側、砂浜を中心とするゾーンは、自然環境を保全していくこととし、必要以上に手を掛けないものとする。
- 国道 134 号南側沿道からサイクリング道路に至るゾーンは、建物等の建築が可能なゾーンであるが、建築物等のボリュームを抑制するとともに、将来的にオープンスペースの確保や緑地化を目指す段階的な土地利用を図る。
- グランドプランでは、上記の土地利用を誘導していく推進主体を設立すると ともに土地利用のルールづくりを実現方策として定める。

緑と自然環境保全

茅ヶ崎海岸の緑と自然環境保全のために

砂浜や海岸の自然植生の維持・再生 緑・自然環境保全のためのアクションコードの設定

【自然環境の保全・復元】

- 自然環境の修復と何も手を掛けない自然環境の維持・保全
- 人工構造物の修景・修復
- 茅ヶ崎海岸の潜在的な自然植生群落の復元

【自然海浜公園との融合】

- 自然環境と一体性のある土地利用の誘導
- 敷地内緑化の促進
- 自然海浜公園づくりに矛盾しない建築物や人工構造物のボリューム抑制と自 然景観に配慮した景観の誘導

【緑・自然環境保全のためのアクションコード】

- 生態系に配慮したルールづくり
- 自然環境の形成・保全に向けたルールと体制づくり

茅ヶ崎海岸GPの基本的な考え方

- 潜在的な海岸の自然環境を取り戻す
- 環境に負荷を掛けない海岸づくりを進める
- 海岸にふさわしい景観の形成を図る

■空間づくりの理念

〇自然環境再生・景観の修復 〇ふれ合う・安らぐ・楽しむ 〇地域文化の継承

■5つの将来像

〇市民の庭

- ○自然・景観の継承
- 〇ユニバーサルデザインと環境共生
- ○アメニティと活性化 ○空と海のミュージアム

将来像を実現する推進主体の設立

<リーディングプロジェクト>

①自然海浜公園の整備

本来の茅ヶ崎海岸の自然を取り戻し、自然の 魅力の中に人々が集まり、共生する自然海浜公 園の整備

②土地利用規制と景観誘導

自然環境に負荷を与えず景観に配慮した土地 利用規制と景観法を活用した建物等のボリューム、デザイン誘導

豊かな景観形成のために

海岸が潜在的に持つ豊かな自然景観の形成 デザインコードとアクションコードに基づいた景観の形成 景観地区の指定による良好な景観の確保

【景観づくり】

- 海岸が潜在的に持つ豊かな自然景観の形成
- 砂浜や海岸の自然植生の維持・再生
- 地区内コミュニティの形成
- 漁村としてのたたずまいの確保
- 景観に配慮した建築物の高さ制限
- 統一コンセプトによる景観の形成
- レジャー拠点としての景観の形成
- 自然環境の再生と景観の修復
- 自然景観、自然環境に配慮した漁業関連施設の修景と周辺環境整備

安全·安心

景観形成

人にやさしい空間づくりのために

国道 134 号南側における新たな居住者の抑制 防災・防犯・バリアフリーに配慮した海岸づくり

【防災・防犯】

- ◆ 未占有地の買い取り、借地等によるパブリックスペース化の促進
- 居住者・海岸利用者への災害の周知徹底(津波ハザードマップ)
- 海岸の自然植生・生態に配慮した街灯・防犯灯の設置
- 自然災害を未然に防止するため、国・県への予防対策の要望 【バリアフリー】
- 安全で安心な歩行者動線の確保
- 高齢者や障害者に配慮した自然海浜公園施設の設置
- バリアフリーの海水浴場づくり

交通環境整備

徒歩・自転車・公共交通を優先した交通環境づくり

地区内における自動車交通の排除と公共交通の利用促進徒歩・自転車利用を主体とする交通ネットワークづくり

【駐車場】

- 漁港関係者等の必要最小限の駐車スペースの確保
- 来訪者用の駐車場は、基本的に国道 134 号北側に確保
- 徒歩・自転車及び公共交通機関の利用による駐車場容量の減少 【歩行者動線】
- 環境・景観に配慮した歩行者空間の形成
- 誰にでも優しいユニバーサルデザインへの配慮

【白転車動線】

- 自転車利用促進の環境整備
- パーク&サイクルライドやレンタサイクルシステムの整備 【広域交通ネットワーク】
- 環境負荷の少ない公共交通機関や自転車利用環境の向上
- 周辺の活性化を促進する広域ネットワークの形成

1. 空間づくりの理念と5つの将来像

■空間づくりの理念 〇自然環境再生・景観の修復 〇ふれ合う・安らぐ・楽しむ 〇地域文化の継承

■5つの将来像

〇市民の庭

○自然・景観の継承

Oユニバーサルデザインと環境共生

Oアメニティと活性化

〇空と海のミュージアム

2. 土地利用ゾーニング

■サイクリング道路より北側のエリア 《環境共生生活ゾーン(A地区)》

- ・環境との共生による居住環境の形成
- ・魅力ある観光・飲食機能の適切な誘導
- ・緑化の推進

《アメニティゾーン(B地区)》

- ・景観に配慮した観光・商業関連機能の適切な誘導
- ・楽しく安らぎのある交流空間の整備
- ・地域文化の振興

《マリンスポーツ支援ゾーン(C地区)》

- ・マリンスポーツ・レクリエーション系の空間づくり
- ・景観に配慮した空間づくり

■サイクリング道路より南側のエリア

自然環境を保全し、必要以上に手を掛けない

《自然海浜ゾーン》

- ・海浜の自然環境の保全
- ・砂浜の復元

《マリンライフ砂浜ゾーン》

- ・海浜の自然環境の保全
- ・憩い、レクリエーションの場として活用
- ・漁業に最小限必要な施設の設置

マリンスポーツ支援ゾーン アメニティゾーン 環境共生生活ゾーン 自然海浜ゾーン (自然保全区域)

)内の名称は、「自然海浜公園」における区域名称

3. 緑・自然環境保全の方針

■基本コンセプト

〇本地区の自然環境を保全するとともに、失われた砂浜の修復、海岸植生の復元によって、本来の海岸を取り戻す

○本来の茅ヶ崎海岸の潜在的な自然環境が豊かな空間をつくり、人々が集う、自然とられある・やすらぐ・楽しむ場として活用する

■緑・自然環境保全の基本方針

- ○砂浜の保全・修復とレクリエーション利用の促進
- ○潜在的な海岸植生の保全・復元
- ○自然環境、景観に負荷のかからない土地利用の誘導
- Oアクションコードに基づいた自然環境との共存
- ○自然環境の維持・管理を持続する組織・体制づくり

《自然海浜公園づくり》

本来の茅ヶ崎海岸の自然を取り戻し、自然の魅力の中に人々が集まり、共生する 自然公園づくり

- 〇サイクリング道路南側のエリア一帯を「自然海浜公園」として整備する。
- ○「自然保全区域」と「レクリエーション活用区域」の設定
- ○海浜植生群落の確保
- ○散策路の設置

■自然海浜公園との整合性の確保

- OA~C地区における土地利用と建築物の誘導
- ○未利用地の有効活用
- ■緑・自然環境保全のためのアクションコード
- ○海岸線、砂浜の保全
- ○緑・自然環境保全のためのルールづくり

4. 交通ネットワークの方針

■基本コンセプト

- ○『歩行・自転車利用』を主体とする交通ネットワークづくり
- ○『公共交通』の利用を促進する交通環境づくり
- 〇 自動車交通の4割削減

■交通ネットワーク構築の基本方針

- ○本地区の魅力向上を図ることによる、来訪者の増加に対応する
- ○徒歩、自転車利用を主体とし、自転車交通量の削減する
- 〇公共交通機関への利用転換を促進する
- ○誰にも優しい、安全・安心な歩行者空間を形成する
- ○自然環境等の保全、修復のため、自動車の乗り入れを最小限とする
- ○地区周辺で共同駐車スペースを確保する
- 〇地区内交通施設、地区へのアクセス道路の景観づくりに配慮する

■交通施設別の基本方針

◇道路ネットワーク

徒歩・自転車をメインとする交通アクセス/地区内への自動車交通の乗り入れ抑制/歩行者を優先とする地区内の区画道路

- ◇駐車場整備
- 必要最小限の漁業関係者用駐車場の確保/地区周辺に来訪者用の駐車場を確保/駐車場容量の減少(徒歩・自転車・公共交通の利用促進)
- ◇歩行者動線

サザン通りをメインとする歩行者アクセス/環境、景観形成に配慮した地区内の歩行者空間/ユニバーサルデザインの歩行空間

- ◇自転車動線
- 自転車利用促進の環境づくり/パークアンドサイクルの新たなシステム
- ◇広域交通ネットワーク
- 公共交通機関・自転車利用の環境向上/周辺の活性化を促進する広域ネットワーク

5. 景観方針

■基本コンセプト

- 〇豊かな自然と茅ヶ崎文化、そして雄大な景観を感じ続けることができる海浜として守り育てる

- 〇市民と茅ヶ崎海岸に生息する動植物が「ほっとする」海浜として、デザインコードとアクションコードに基づき景観を修復していく

■景観形成の基本方針

- ○潜在的な茅ヶ崎海岸の景観を形成する砂浜や松林等を基本とした自然景観の形成を測る
- ○茅ヶ崎海岸を特徴づける広大な砂浜や海岸の自然植生の維持・再生を図り、湘南を代表する良質な海岸景観を形成する
- 〇茅ヶ崎海岸の一体的な自然環境、自然景観における当該地区の位置づけを明確にし、地区特性(漁港、海水浴場)を十分生かした景観を 形成する
- ○国道 134 号沿道の松林(砂防林)の連続性に配慮した良好な沿道景観を形成する
- ○海岸に整備されたサイクリング道路やグランドプランに基づいて整備される施設については、ユニバーサルデザインと海岸の自然や景観に十分配慮されたものとし、 周辺環境と調和した景観を形成する
- 〇地区外の視点場や国道 134 号沿道から望む相模湾や富士山・箱根・丹沢山系の眺望景観を阻害しない、遠景と一体となった良質な景観 の形成を図る
- 〇地区内の公共施設については、当該地区の良好な景観形成の先導的な役割を担うものとする
- O良好な景観を維持していくためのモラルを啓発していく

6. 安全安心まちづくりの方針

■基本コンセプト

- 〇(防災)防災上のためにも、国道 134 号南側は新たに人を住まわせないことを基本とする
- ~生活ゾーンの抑制と最低限度のコミュニティの許容~
- 〇(防犯・バリアフリー)茅ヶ崎海岸全体がバリアフリー化していく
- ~防犯とバリアフリーに配慮した自然海浜公園づくり~
- 〇(実現化)"ソフト"・"ハード"が一体となった取り組みによる実現を目指す

■安全安心まちづくりの基本方針

- 《防災》自然災害の未然防止/払い下げ用地の転売抑制と未占有地のパブリックスペース化/防災に関する周知
- 《防犯》夜間照明のあり方の検討/防犯を考慮した自然海浜公園づくり/地域コミュニティの維持・醸成
- 《バリアフリー》海岸全体でのバリアフリー化の促進